

別表第3（第4条関係）

補助金の種類	（3）出産世帯応援事業補助金	
<p>○補助対象者</p> <p>特別な事情により町長が認めた場合を除き出生児童（以下「対象児童」という。）と同居し、これを養育する下記に該当する者。ただし、対象児童の出生に対し、他の地方公共団体が実施するえひめ人口減少対策総合交付金を財源とした同趣旨の補助金の交付決定を受けた場合は、その時期及び額に関わらず補助対象としない。</p> <p>ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに出産した世帯</p> <p>イ 対象児童の父又は母であって、対象児童と現に同居してこれを監護し、かつ、生計を同じくするもの</p> <p>ウ 3月以上継続して住民基本台帳に記録されている者</p>		
<p>○補助対象経費</p> <p>対象児童に係る母子健康手帳の交付を受けた日（以下「手帳交付日」という。）から1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）までに購入した又は購入することを誓約した、以下に定める育児用品、時短家電若しくは省エネ家電。</p>		
対象区分	分類	品目
育児用品	授乳関連用品	粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機、ミルクウォーマー等
	衛生用品	おしりふき、ベビークリーム等
	外出用品	チャイルドシート、ベビーカー等
	玩具、絵本	幼児用玩具、絵本等
	その他	町長が適当と認めるもの
時短家電	家事関連用品	洗濯乾燥機、洗濯機、掃除機、食器洗い乾燥機等
	調理関連用品	電子レンジ、オーブンレンジ、オーブントースター、炊飯器、自動調理器（電気圧力鍋、電動ポット等）、フードプロセッサ等
	その他	町長が適当と認めるもの。
省エネ家電	生活関連用品	電気冷蔵庫（冷凍庫含む）、エアコン、照明器具、温水機器等
	その他	町長が適当と認めるもの
<p>備考</p> <p>1 対象品目は、中古品を除く。</p> <p>2 省エネ家電は、統一省エネラベル2つ星以上の家電製品（資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」の多段階評価点が掲載されている製品又はそれらと同等の省エネ性能が認められる製品に限る）を対象とする。</p>		
<p>○補助限度額及び補助金の額</p> <p>補助金の額は、補助対象経費の実支出額と補助限度額とを比較し、いずれか少ない方の額とする。</p> <p>補助限度額は、下記のとおりとする。</p> <p>ア 対象児童の父母の両方（父がいない場合は母）が、35歳以下の世</p>		

イ 帯 補助限度額 30万円  
イ 上記以外の世帯 補助限度額 20万円

○提出書類等

- ① 久万高原町人口減少対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 出産世帯応援補助金申請明細書（様式第1号の4）
- ③ 出産世帯応援事業補助金申請明細書に記載されている添付書類

○申請期限、受付方法その他留意事項

- ・申請は、1歳到達日が属する年度の末日までとし、1回を限度とする。
- ・受付方法は、提出書類等を下記の申請受付窓口を持参又は郵送すること。  
ただし、郵送による申請については、上記受付期限を超えて到着した場合は受付したものとみなさない。  
なお、町は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。
- ・その他留意事項：上記受付期限内に受付した場合であっても、別に町長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、町長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

○申請受付窓口・問合せ先

〒791-1201 久万高原町久万188番地 久万高原町こども家庭センター  
電話：0892-58-9990

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、久万高原町の休日を定める条例（平成17年久万高原町条例第2号）第1条第1項各号に掲げる町の休日を除く。

